

生活の支援について

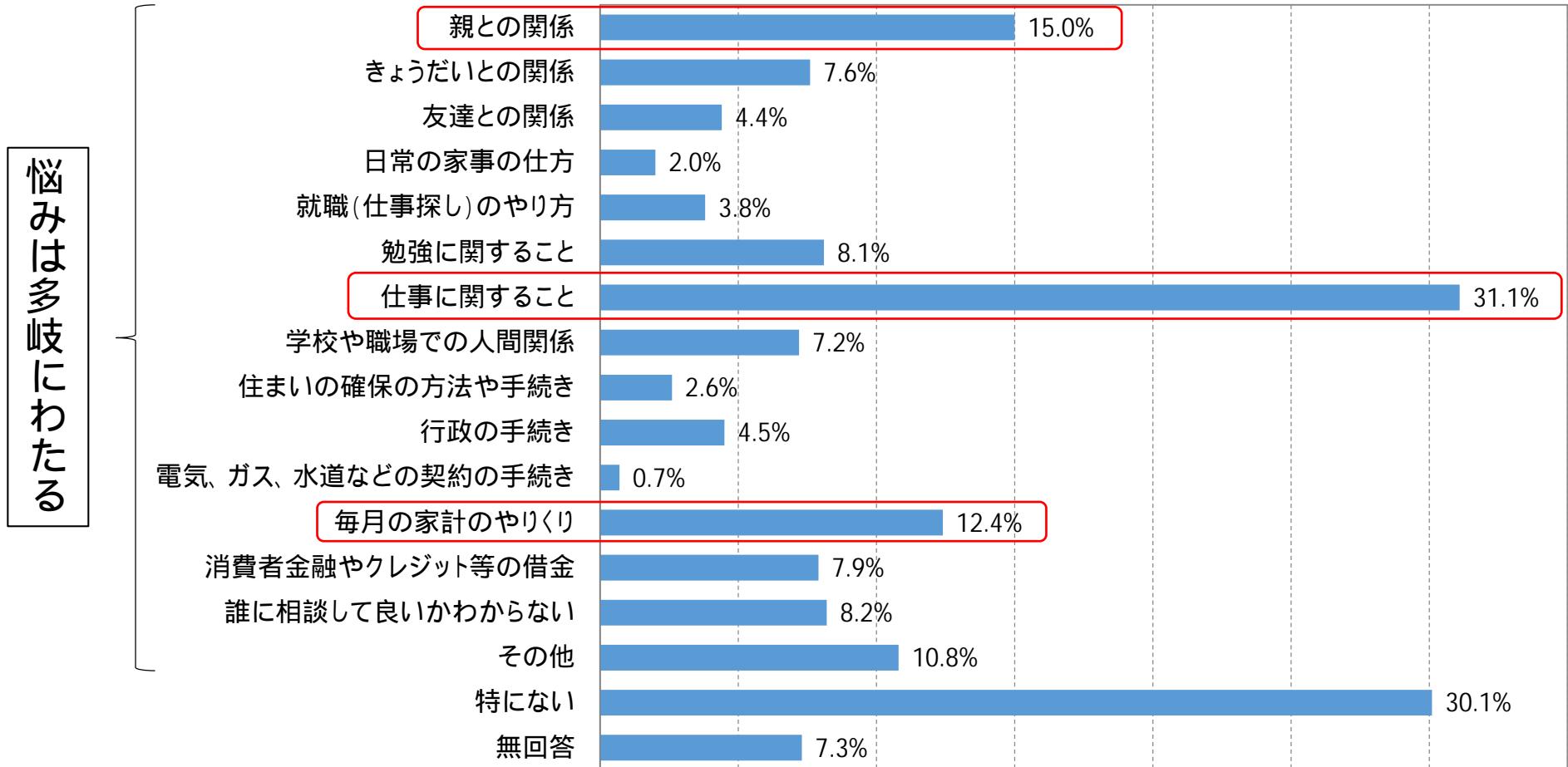
2017年 3月23日

保護者の生活支援

保護者が抱えている悩み

- 児童扶養手当受給者であるひとり親を対象とした調査によれば、「仕事に関すること」や「親との関係」、「毎月の家計のやりくり」についての悩みが多く挙げられている。
- 家計のやりくりや借金などの金銭に関する悩みだけでなく、ひとり親が抱えている悩みは多岐にわたる。

日常生活において困っていることや不安におもっていること（複数回答）



生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

自立相談支援事業

(全国901福祉事務所設置自治体で1,345機関(H27年度))

対個人

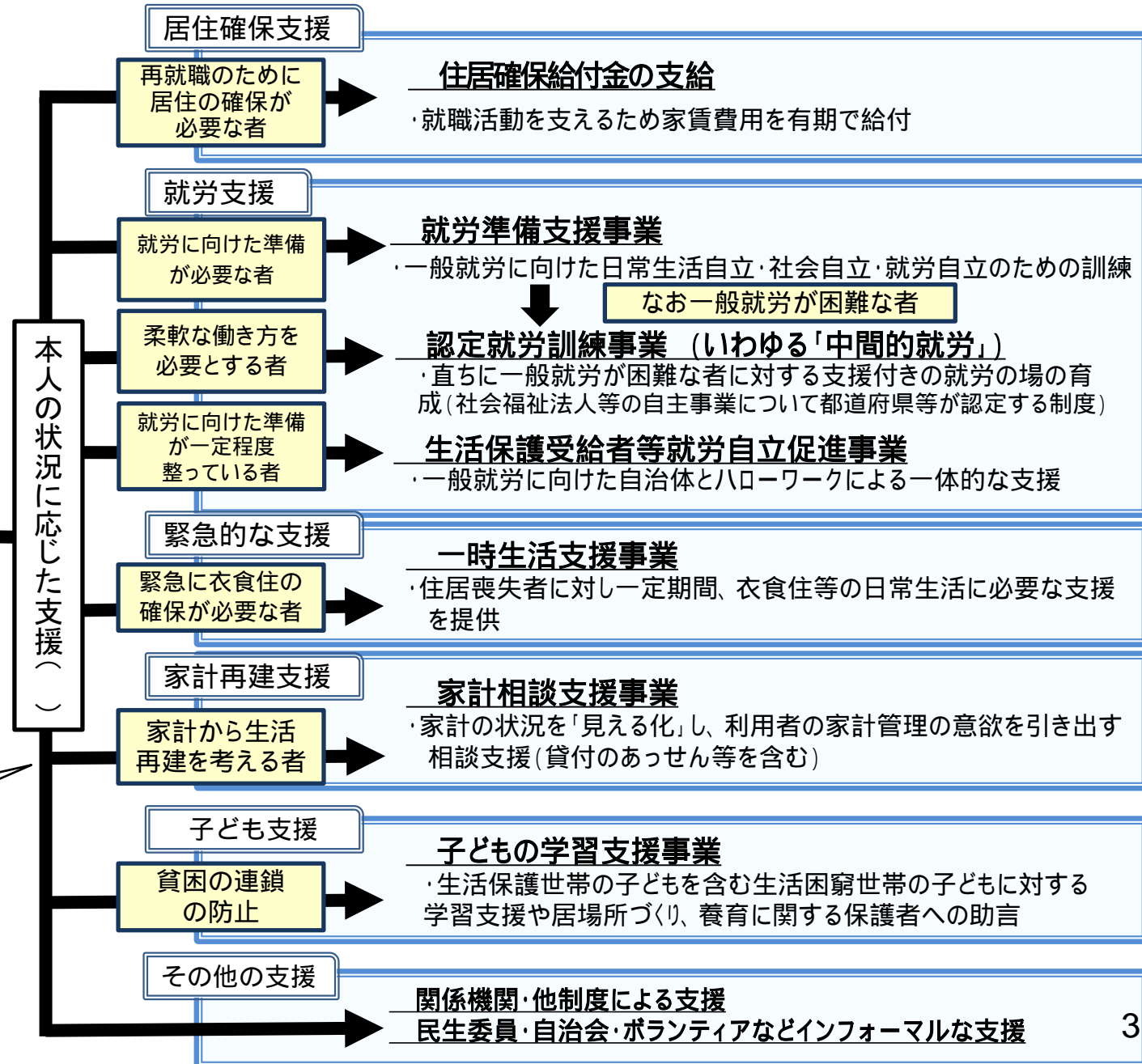
- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

対地域

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

右記は、法に規定する支援()を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援()があることに留意



自立相談支援事業について(生活困窮者自立支援制度)

事業の概要

平成29年度予算(案)額136億円 (136億円)

福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。

委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。

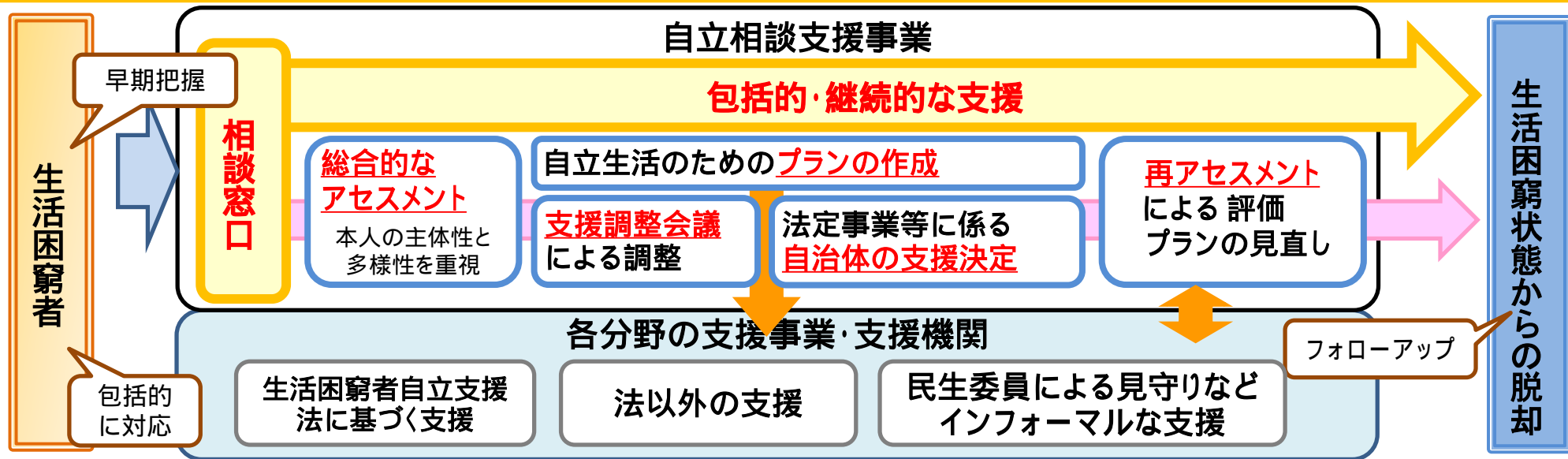
自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、

生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握

ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定

自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施

等の業務を行う。



期待される効果

生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

(KPI)
自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】
自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】
自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】

(2015年度実績)
226,411件
24.5%
50.8%

家計相談支援事業について(生活困窮者自立支援制度)

平成29年度予算(案)額11億円 (11億円)

事業の概要

家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、状況に応じた家計再生プランを作成。

具体的な支援業務として、

家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)

滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)

貸付のあっせん 等を行う。

支援の流れとねらい

1. 世帯の家計の見える化
(相談時家計表の作成)



2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)



3. 継続面談を通じたモニタリング

…収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく

…家計相談支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立てる(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)

…本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

期待される効果

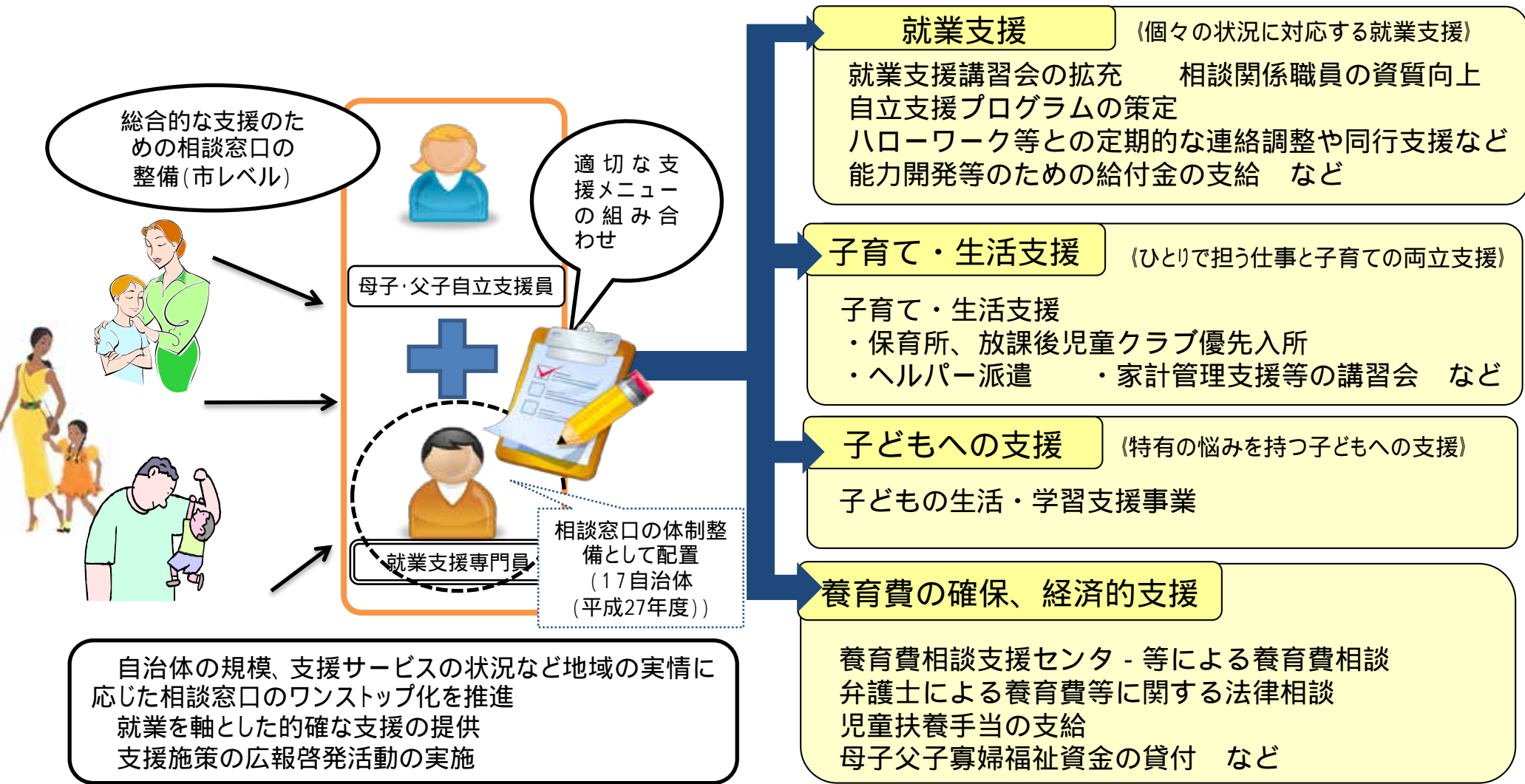
自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整うことにより、将来の収支変動にも対応可能に。

滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

母子・父子自立支援員による相談・支援

【概要】 ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。

【平成29(28)年度予算案】 母子家庭等対策総合支援事業114億円(112億円)の内数



【KPI】 平成31年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間150万件とする(平成25年度75万件)

ひとり親家庭等生活向上事業

実施自治体数：831か所(平成27年度)

【概要】

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、子どものしつけ・育児又は自身や子どもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。

また、ひとり親家庭の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

【事業内容】

1. ひとり親家庭等生活支援事業

相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。

家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催等を実施する。

学習支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭の親に対して学習支援を実施する。

情報交換事業

ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。

2. 子どもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う。

【実施主体等】

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【29(28)年度予算案】 母子家庭等対策総合支援事業114億円(112億円)の内数

【KPI】

・平成31年度までに、家計管理等の講習会等の参加者数を年間延べ2万人とする。(平成27年度実績12,923人)

・平成31年度までに、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の利用者数を年間5千人とする。(平成27年度実績6人)

子供の健康確保

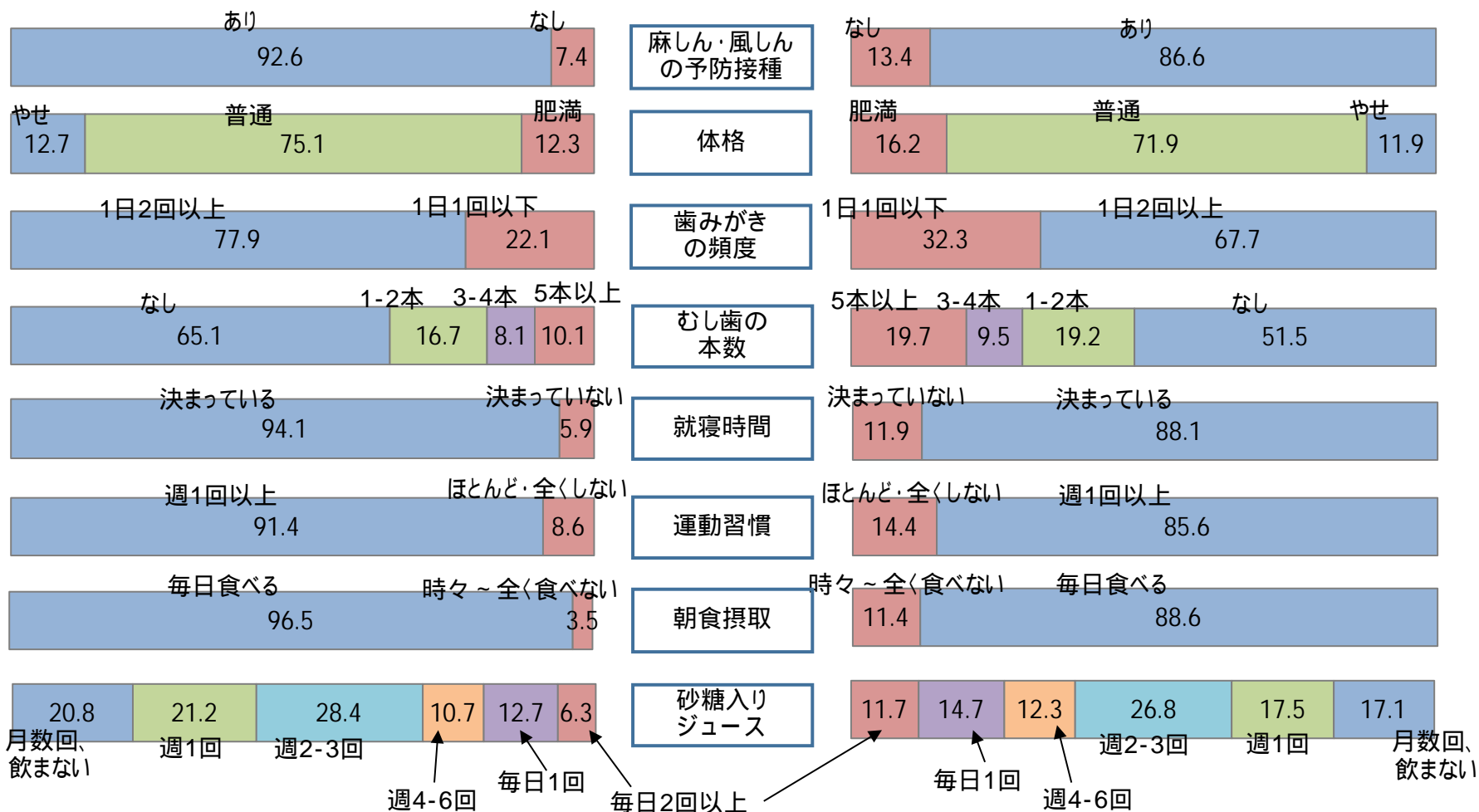
子供の健康について（足立区「子どもの健康・生活実態調査」）

○ 足立区が平成27年度に行った「子どもの健康・生活実態調査」において、生活に困難を抱える家庭 とそうでない家庭では、予防接種の有無や歯磨きの頻度、虫歯の本数、運動習慣、朝食摂取などに差がある。

世帯年収300万円未満 生活必需品の非所有 過去1年間に経済的理由でライフラインの支払が出来なかった経験のいずれか1つでも該当する世帯

非生活困難世帯 (3182世帯)

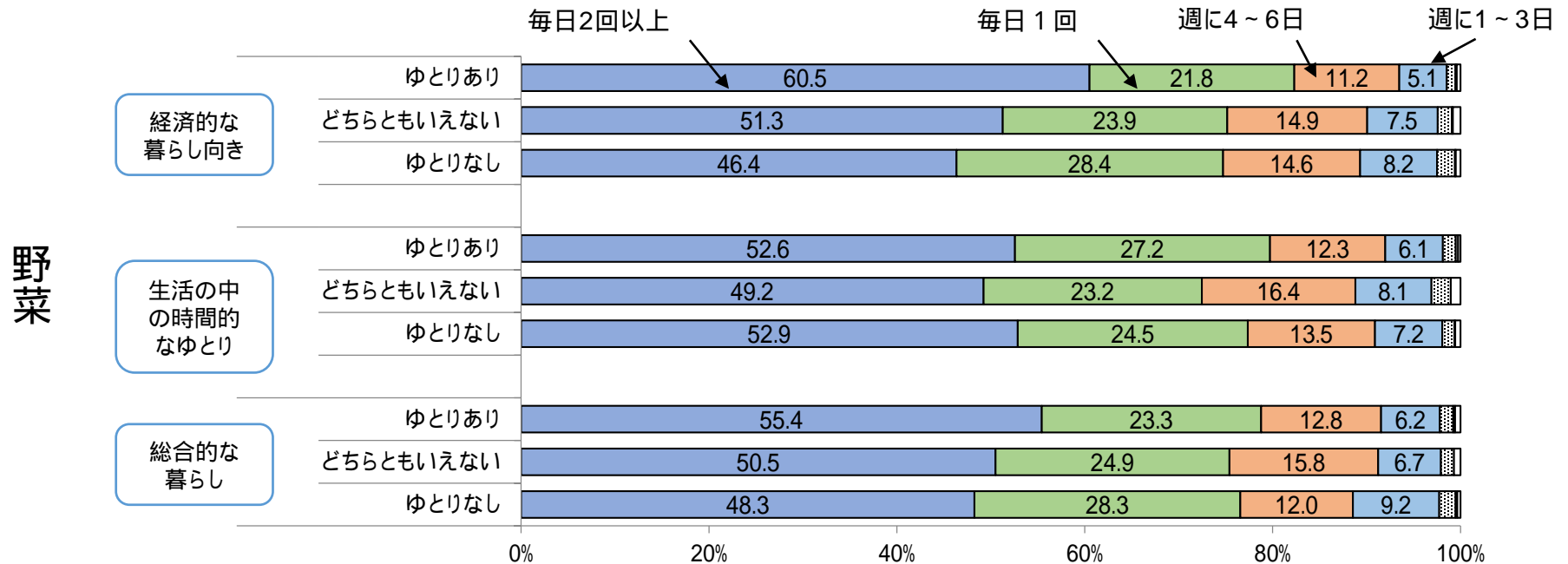
生活困難世帯 (1047世帯)



子供の食生活について

○ 社会経済的要因別に、子供の主要な食物の摂取頻度をみると、経済的な暮らし向きにおいて、有意な差がみられた項目が多い。具体的には、野菜、果物、魚、大豆・大豆製品は、経済的な暮らし向きが「ゆとりなし」で摂取頻度が低い傾向がみられた。

社会経済的要因と食物の摂取頻度の関係

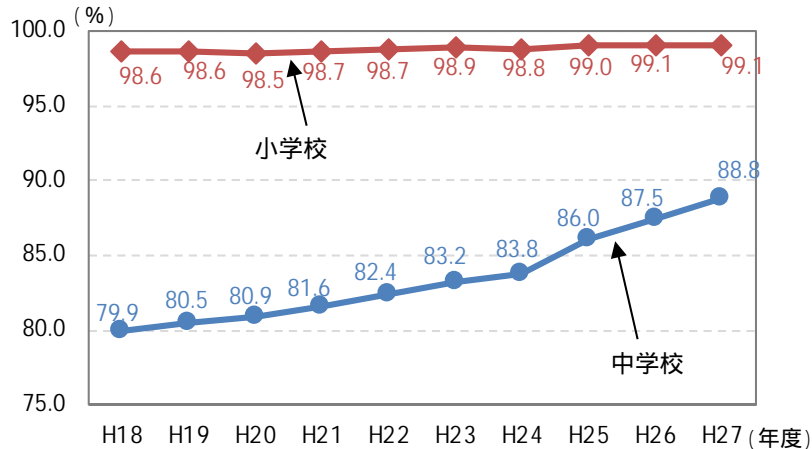


厚生労働省「平成27年度乳幼児栄養調査結果」より作成

学校給食について

- 中学校の完全給食（主食、ミルク、おかずがある給食）実施率について、年々増加しているが、都道府県毎にバラつきがある。
- 学校給食費の年間負担額は小学校で約4万7,000円、中学校で約5万4,000円。

完全給食実施率(公立)の推移



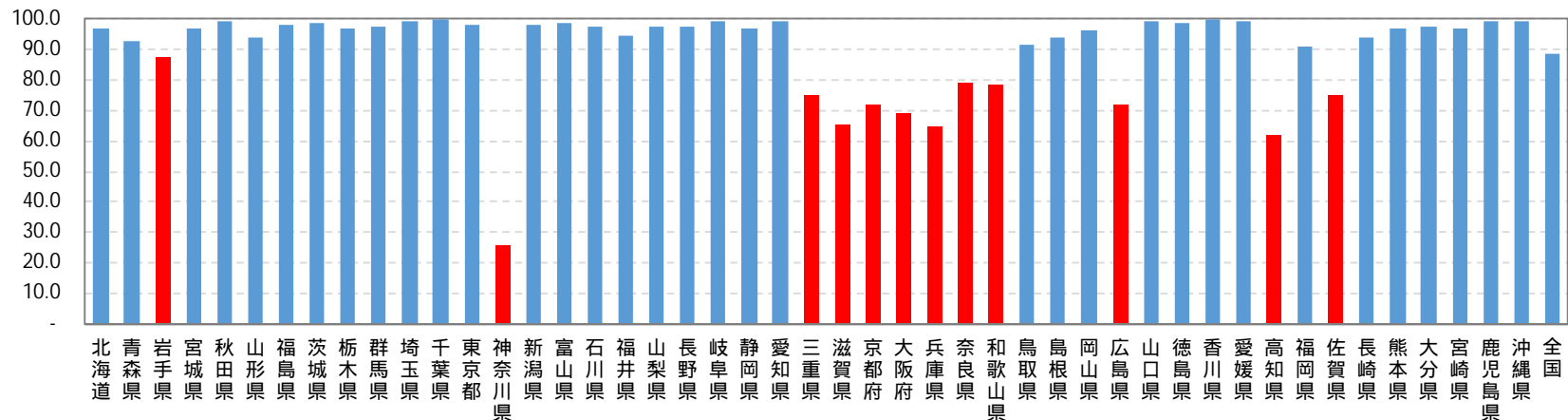
文部科学省「学校給食実施状況等調査」より作成

学校給食費（平成27年度）

区分	給食回数	平均月額	年間負担額	
小学校	低学年	190	4,286	47,146
	中学年	190	4,306	47,366
	高学年	190	4,310	47,410
中学校	187	4,921	54,131	

- 1 文部科学省「平成27年度学校給食実施状況等調査」より算出
- 2 調査対象は、完全給食を実施する公立学校
- 3 年間負担額を11か月で除したものが平均月額となる

都道府県別の完全給食実施率（公立中）



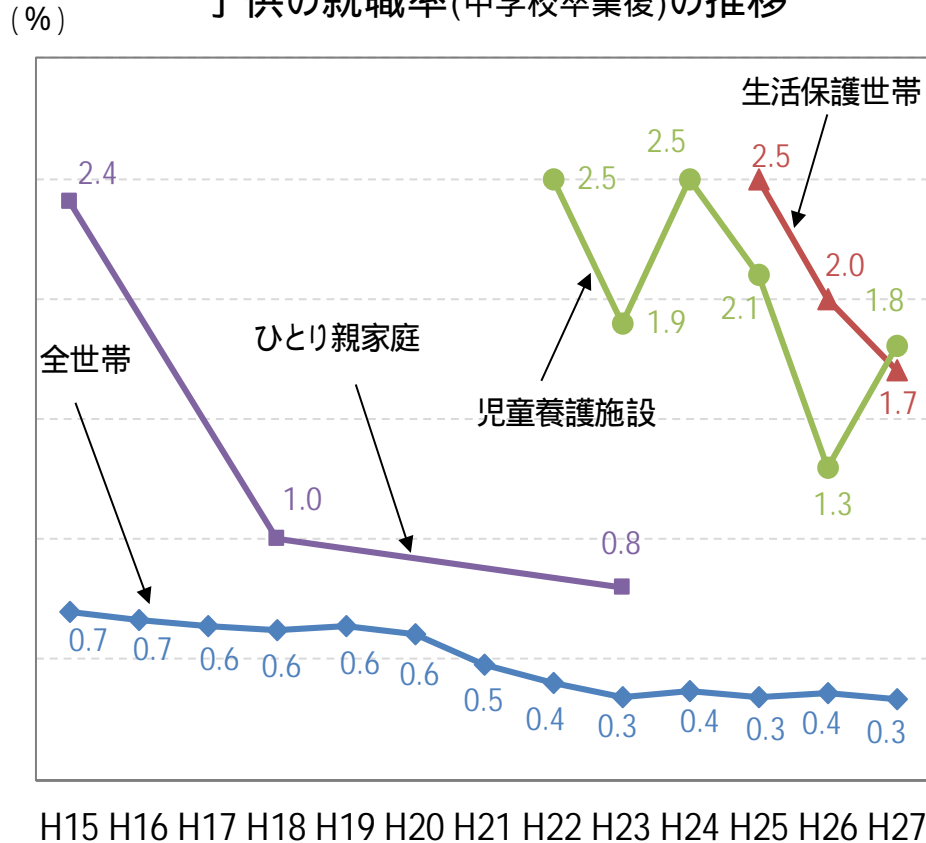
文部科学省「平成27年度学校給食実施状況等調査」より作成、赤部分は全国平均以下の値

子供の就労支援

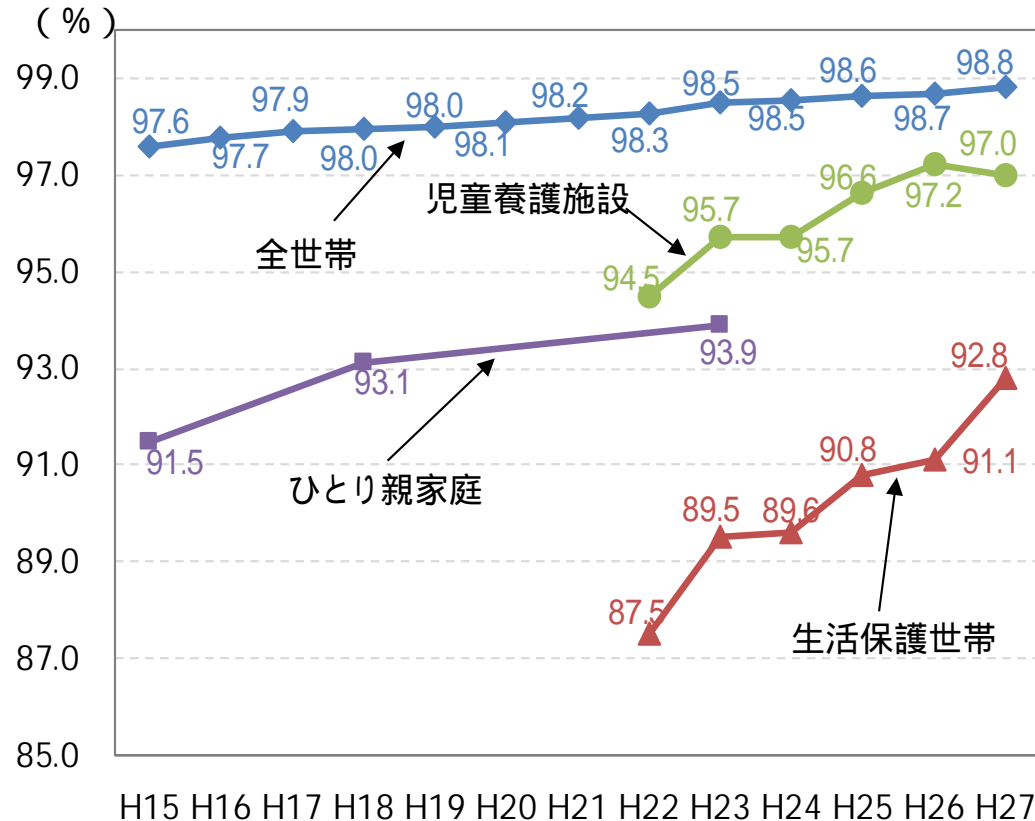
子供の就職率（中学校卒業後）

○ 25の指標である子供の就職率（中学校卒業後）について、生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭すべてにおいて減少傾向にある。

子供の就職率(中学校卒業後)の推移



(参考) 子供の高校学校等進学率の推移



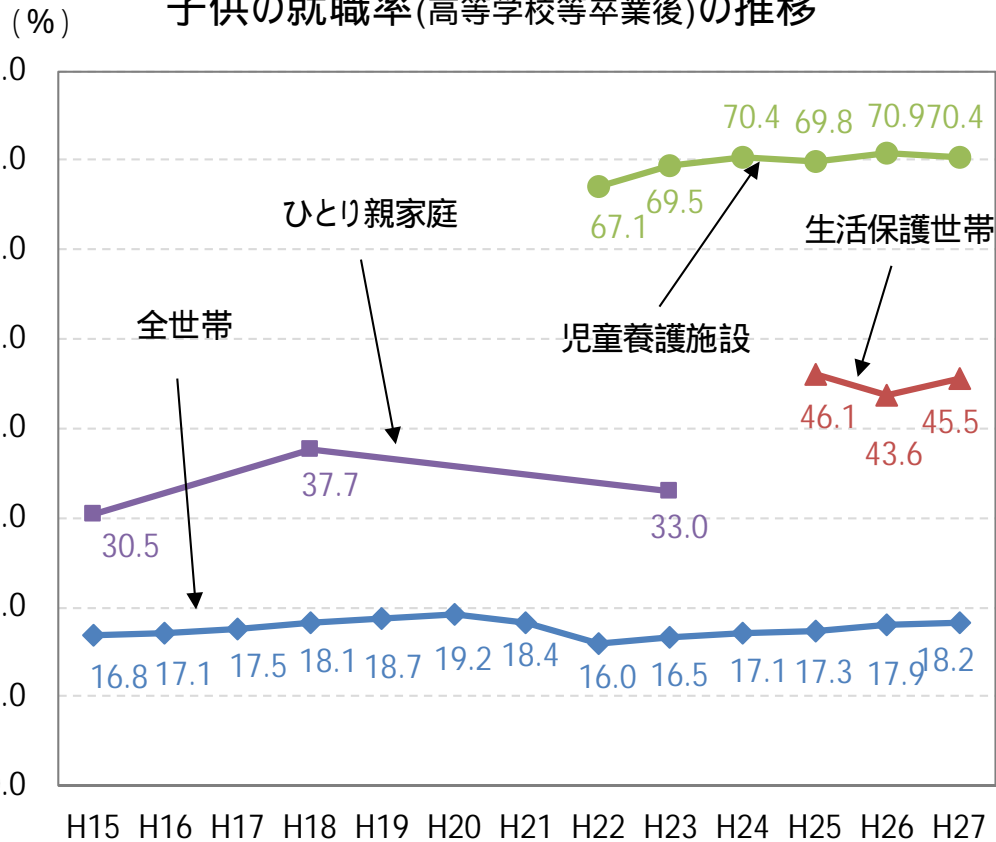
生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
 児童養護施設については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
 ひとり親家庭については、厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成
 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ
 ひとり親家庭については、厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成
 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

子供の就職率（高等学校等卒業後）

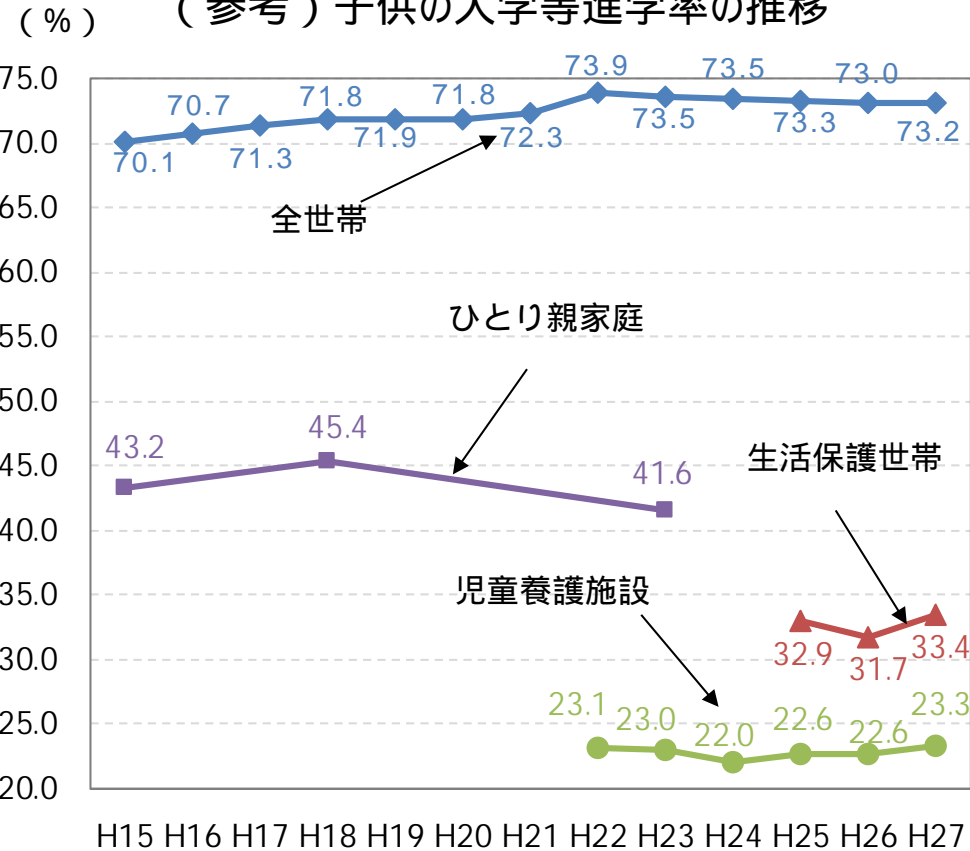
○ 25の指標である子供の就職率（高等学校等卒業後）について、全体的に横ばい傾向にあるが、特に児童養護施設が高い水準にある。

子供の就職率(高等学校等卒業後)の推移



生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
 児童養護施設については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
 ひとり親家庭については、厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成
 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

(参考) 子供の大学等進学率の推移



生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
 児童養護施設については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
 ひとり親家庭については、厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成
 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

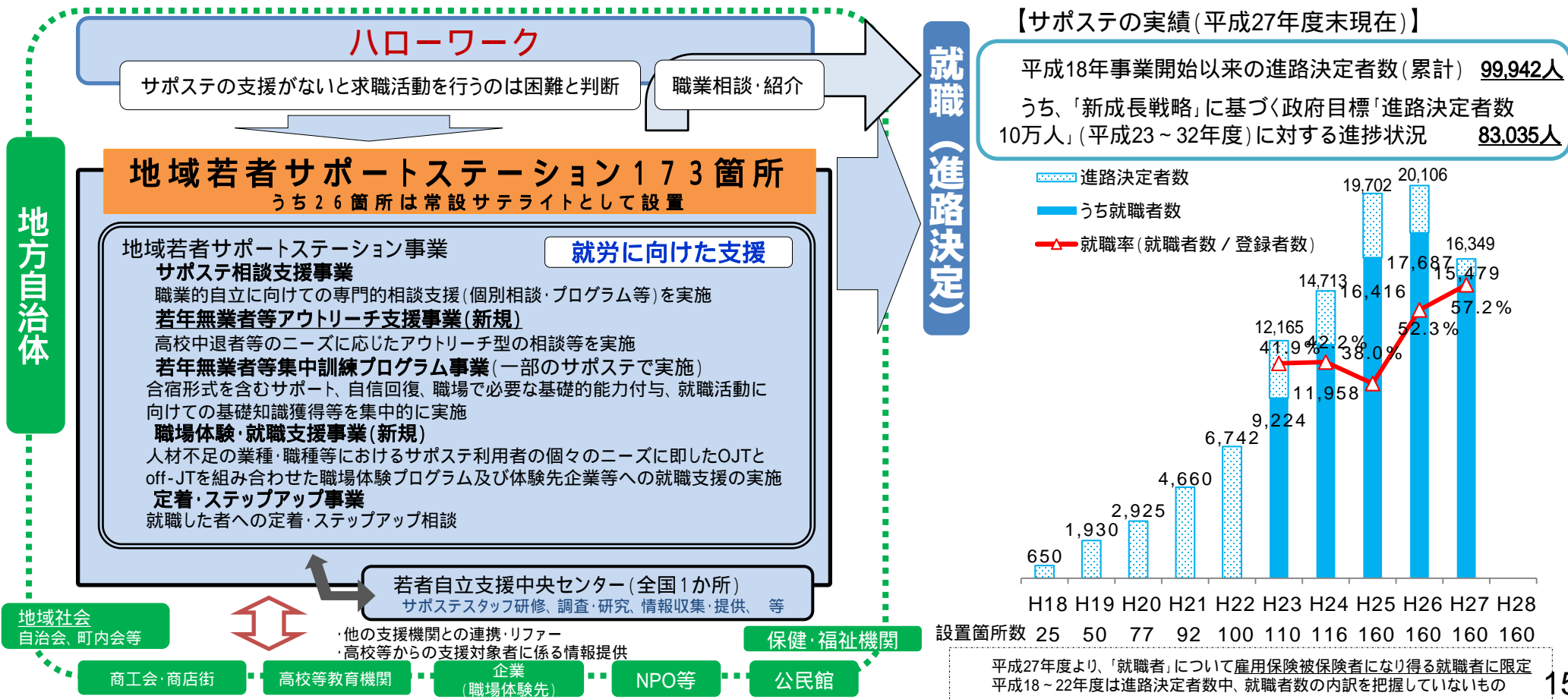
平成29年度予算(案)額 38.2億円 (38.4億円般会計 12.5億円(15.1億円)
雇用助定 25.7億円(23.2億円))

若者の数が減っているにもかかわらず、若年無業者(ニート 1)の数は近年、約60万人で高止まり。これらの者の就労を支援することは、若者の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要。

このため、若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「**地域若者サポートステーション**」(2)において、地方自治体と協働し(3)、**職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラム等**を実施。

さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、若年無業者等についてサポステを含む各関係機関が連携して就労・自立支援に取り組むことが盛り込まれ、特に、**高校等とサポステ等との連携により、高校中退者等に対するアウトリーチ型等の就労支援を実施するとしていることを踏まえ、学校等関係機関と連携を一層強化し、高校中退者等に対しての切れ目ない支援を実施。**

1 15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者 2 H18年度～。若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等が実施。15～39歳対象 3 地方自治体から予算措置等



若年者雇用対策について

平成29年度予算(案)額 159億円(139億円)

概要

新卒者等については新卒応援ハローワーク、フリーター等についてはわかものハローワーク等を中心に若者の正社員就職に向けた支援を行う。

新卒者等への就職支援

全都道府県にワンストップで新卒者を支援する「新卒応援ハローワーク」を設置（全国57か所）
学校等との連携の下、「ジョブサポーター」（ ）によるきめ細かな支援

【実績】就職決定者数：約**20.6万人**（平成27年度）

『新卒者の就職支援』を専門とする職業相談員。企業の人事労務管理経験者などを採用。

【主な支援メニュー】

担当者を決めての個別支援（定期的な求人情報の提供、就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など）
職業適性検査や就職活動に役立つ各種ガイダンス・セミナーなどの実施
在職者向け相談窓口、就職後の職場定着のための支援



個別支援による相談

フリーター等への就職支援

「わかものハローワーク」、「わかもの支援コーナー」等の設置

フリーターの正社員就職の支援拠点として『わかものハローワーク』（全国28カ所）、『わかもの支援コーナー』等を設置（全国218カ所）。

【実績】ハローワークにおけるフリーター等の正規雇用就職者数：約**32.6万人**（平成27年度）

【主な支援メニュー】

初回利用時のプレ相談の実施、担当者制によるマンツーマンでの個別支援
正社員就職に向けた就職プランの作成、職業相談・職業紹介
正社員就職に向けたセミナー、グループワーク等の各種支援メニュー
就職後の定着支援の実施 等



セミナーの様子

社会的養護の取組

社会的養護の現状 - 施設数、里親数、児童数等 -

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	専門里親	8,445世帯	3,043世帯		3,824人	ホーム数
	養子縁組里親	親族里親	684世帯	176世帯	215人	委託児童数	1,261人	
			3,450世帯	233世帯	222人			
			505世帯	495世帯	712人			

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	136か所	603か所	46か所	58か所	232か所	143か所
定員	3,877人	32,613人	1,708人	3,686人	4,740世帯	934人
現員	2,901人	27,288人	1,264人	1,395人	3,330世帯 児童5,479人	516人
職員総数	4,661人	17,046人	1,024人	1,847人	2,051人	586人

小規模グループケア	1,305か所
地域小規模児童養護施設	354か所

里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成28年3月末現在)
 施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成28年10月1日現在)
 職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成27年10月1日現在)
 自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成27年3月1日現在)
 児童自立支援施設は、国立2施設を含む

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行・児童福祉法】

考え方

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
- このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

平成28年改正児童福祉法による対応

国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。

家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。

の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

特に就学前の児童については、の措置を原則とすること等を通知において明確化。

良好な家庭的環境

家庭と同様の養育環境

家庭

施設

施設(小規模型)

養子縁組(特別養子縁組を含む。)

小規模住居型
児童養育事業

里親

実親による養育

児童養護施設

大舎(20人以上)、
中舎(13~19人)、
小舎(12人以下)
1歳~18歳未満
(必要な場合 0歳~20歳未満)

地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援の下で地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

小規模グループケア(分園型)

・地域において、小規模なグループで家庭的養護を行う
・1グループ6~8人(乳児院は4~6人)

小規模住居型児童 養育事業(ファミリーホーム)

・養育者の住居で養育を行う家庭養護
・定員5~6人

里親

・家庭における養育を里親に委託する家庭養護
・児童4人まで

里親等委託率 = $\frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$

平成27年3月末 16.5% → 平成31年度目標 22%

→ 本体施設、グループホーム、里親等をそれぞれ概ね3分の1、児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

改正法を踏まえ、特別養子縁組の位置付け等について今後検討 19

自立援助ホームの対象者の拡大 [平成29年4月施行・児童福祉法]

平成29年度(28年度)予算(案)額 児童虐待・DV対策等総合支援事業154億円(73億円)の内

考え方

改正前の法律においては、自立援助ホーム入居者が20歳に到達した時点で、支援が必要な場合でも退所することとなってしまう、大学卒業まで継続した支援を行うことができない。

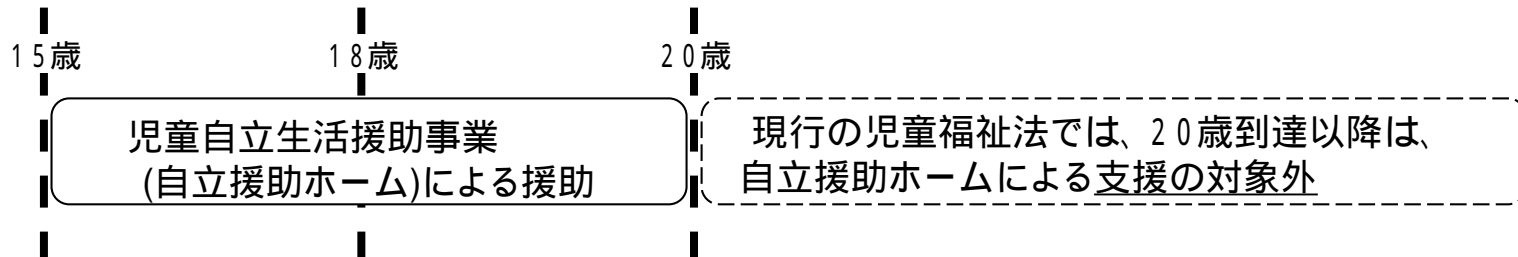
← 20歳を超えた場合でも、必要に応じて支援を可能とする仕組みの構築が必要。

改正法による対応

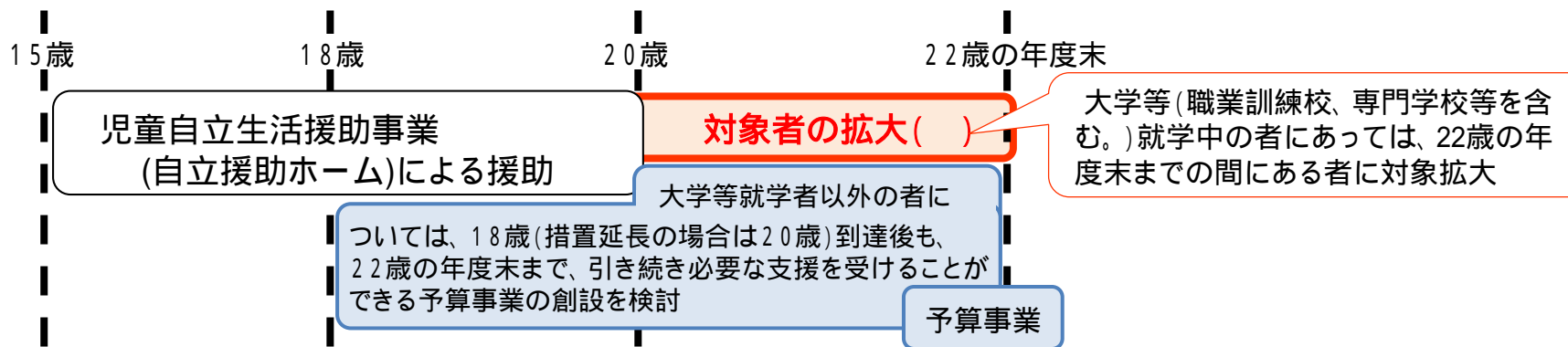
自立援助ホームの入居者であって大学等に就学している場合には、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象とする。

入居者の支援の必要性に応じた柔軟な運用を検討。

改正前



改正後



社会的養護自立支援事業(仮称)

平成29年度(28年度)予算(案)額 児童虐待・DV対策等総合支援事業154億円(73億円)の内

施策の目的

平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の対象者に、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が追加されたことと併せて、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業(仮称)を創設する。

18歳(又は20歳)

22歳の年度末

実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村(市町村はのみ実施可)

個々の支援内容に応じて民間団体への委託も可


例1

一般の住居  貸付事業を利用可

生活相談・就労相談を利用可
身元保証を利用可

親族等と同居する場合を含む
(その場合は生活相談・就労相談の利用可)

例2



一般の住居 

居住支援

- ・進学又は就職し一般の賃貸物件を実施主体が賃借して居住。家賃は貸付事業を活用。
- ・進学したが中退した者

生活相談・就労相談(必須)
身元保証を利用可

例3

里親家庭・施設  又は 


居住支援

- ・里親家庭又は施設(定員外で一定枠を確保)に居住。
- ・本事業のために確保した部分は本事業により補助

生活費支援

- ・進学したが引き続き支援が必要な者(一部自己負担有り)
- ・進学、就職していない者(全額を補助)

生活相談・就労相談(必須)
身元保証を利用可

一般の住居 

生活困窮者自立支援制度等による支援の必要性が見込まれる場合には、継続支援計画にその利用を位置付け、段階的に利用開始

必要に応じて一般施策に移行
(生活困窮者自立支援制度など)

措置終了

継続支援計画の作成
(本人の同意を得る)

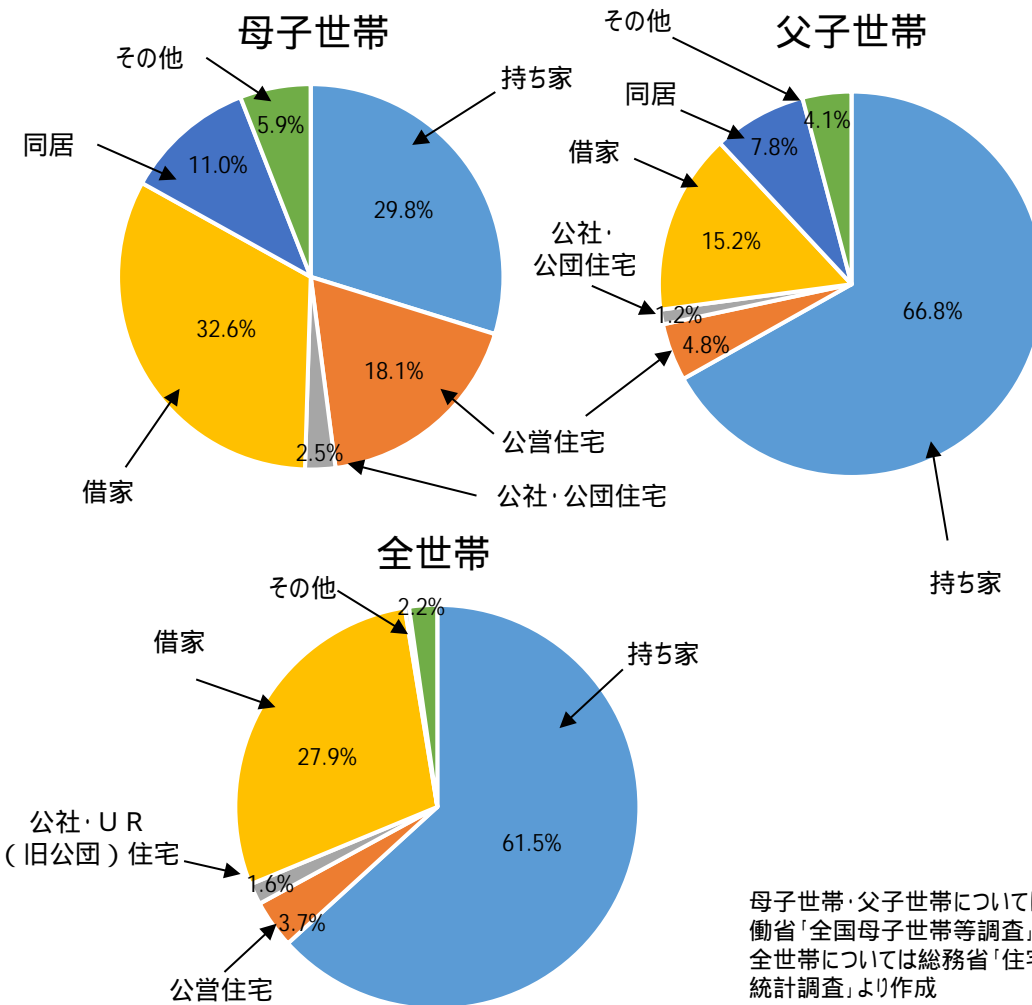


児相がアセスメントを行い、その結果を踏まえ、支援コーディネーターは、本人、里親等、施設の意見を聞きながら継続支援計画を作成

住宅の支援

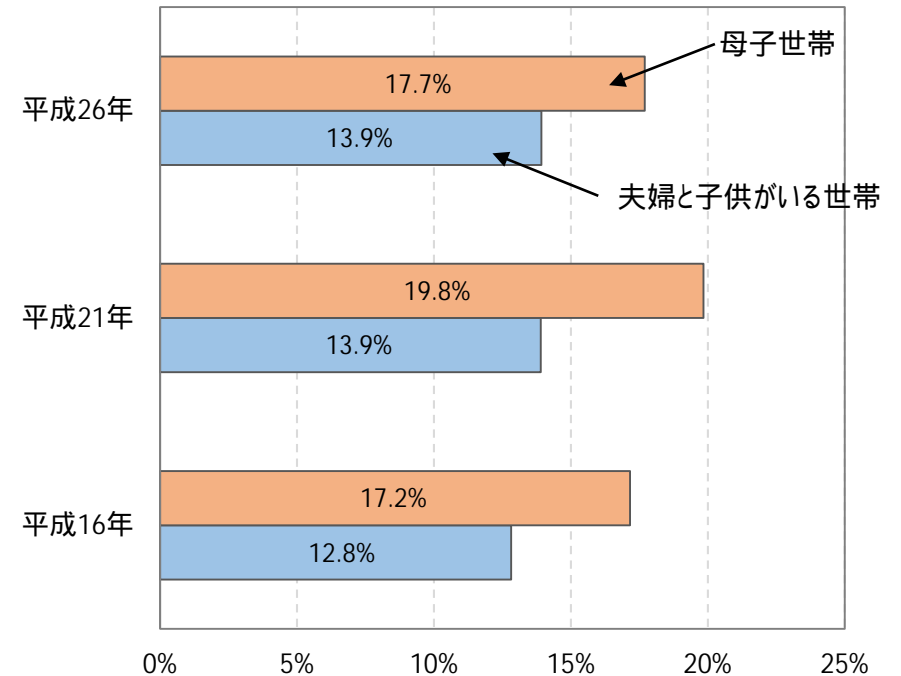
住居状況等について

- 全世帯、父子世帯と比して、母子世帯では公営住宅に住む人の割合が高く、持ち家に住む人の割合が低い。
- 住宅費負担率を母子世帯と二人親世帯で比べてみると、母子世帯の方が約3割程度高くなっている。



母子世帯・父子世帯については厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成
 全世帯については総務省「住宅・土地統計調査」より作成

住宅費負担率



総務省「全国消費実態調査」より算出
 住宅費負担率 = (「住居」+「土地家屋借金返済」) / 「可処分所得」
 夫婦と子供がいる世帯については、「夫婦と子供が1人の世帯」「夫婦と子供が2人の世帯」「夫婦と子供が3人以上の世帯」をもとに算出
 母子世帯、夫婦と子供がいる世帯ともに勤労者世帯

背景・必要性

住宅確保要配慮者の状況

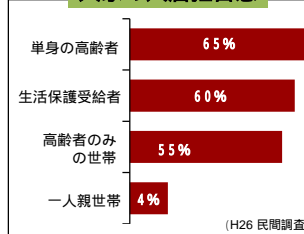
- 高齢単身者が今後10年で100万人増加 (うち民間賃貸入居者22万人)
- 若年層の収入はピーク時から1割減 (30歳代給与:<H9> 474万円 <H27> 416万円 (12%))
- 若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由「家が狭いから」(16%)
- 一人親世帯の収入は夫婦子世帯の43% (H26: 一人親世帯296万 夫婦子世帯688万円)
- 家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から入居拒否

住宅ストックの状況

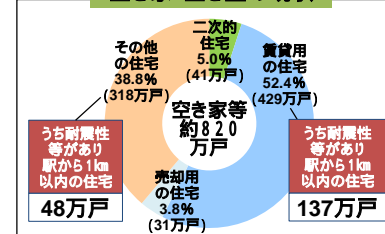
- 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
- 民間の空き家・空き室は増加傾向

高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など
住宅の確保に特に配慮を要する者

大家の入居拒否感



空き家・空き室の現状



→ **空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化**

法案の概要

国の基本方針(既存)に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定

登録制度の創設

空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録

- 構造・設備、床面積等の登録基準への適合(耐震性能、一定の居住面積等)
 - 〔 地域の実情に応じて、供給促進計画で基準の強化緩和 〕
 - 〔 共同居住型住宅の面積等の基準も策定 〕

都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督

登録住宅の改修・入居への支援

- 登録住宅の改修費を住宅金融支援機構(JHF)の融資対象に追加

住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

居住支援法人による入居相談・援助

- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人(NPO等)を都道府県が指定

家賃債務保証の円滑化

- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、JHFの保険引受けの対象に追加

居住支援法人による家賃債務保証の実施

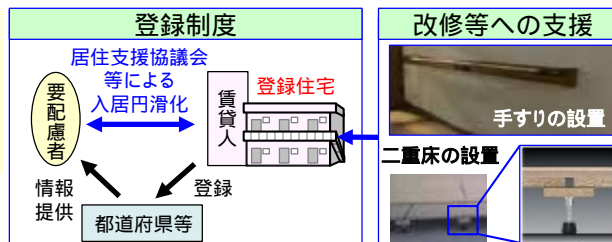
生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付を推進

本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

H29予算案

専ら住宅確保要配慮者のために用いられる登録住宅について改修費を国・地方公共団体が補助、地域の実情に応じて、要配慮者の家賃債務保証料や家賃低廉化に国・地方公共団体が補助

(KPI)
登録住宅の登録戸数
0戸 17.5万戸
(年間5万戸相当)
(2020年度末)



H29予算案

居住支援協議会等による円滑な入居等を図るための活動に国が補助

(KPI)
居住支援協議会に参画する市区町村()及び自ら設立する市区町村()の合計が全体(1,741市区町村)に占める割合
39% (669 + 17 = 686市区町村) (2016年)
80% (+ 1,393市区町村) (2020年度末)

居住支援協議会による支援の強化

